

神戸市住宅土砂災害対策移転支援事業補助金交付要綱

平成29年 7月27日 制定

令和 5年12月 4日 改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、土砂災害による危険から住民の生命の安全の確保を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。）及び兵庫県県土整備部補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒区域」という。）内における既存不適格等の住宅の移転を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年神戸市規則第38号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるとともに、規則第3条の規定に基づき手続きの特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害危険住宅 土砂災害特別警戒区域（指定見込みの区域を含む）に存する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定について既存不適格住宅、又はこの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行ったものをいう。
- (2) 補助事業者 土砂災害危険住宅の居住者かつ所有者（市長が適当と認める者を含む。）をいう。

(補助事業)

第3条 補助事業は補助事業者が行う土砂災害危険住宅を安全な土地に移転することをいう。

2 補助事業は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 土砂災害危険住宅に代わる住宅（以下「移転先住宅」という。）は、土砂災害警戒区域外であること。
- (2) 補助事業者は、除却後の跡地に住宅の用に供する建築物を建築しないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

2 第1項の経費の額には、消費税相当額を含む。

3 補助金の交付額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業の申込み)

第5条 補助金の交付申請をする者は、次条に規定する補助金の交付申請前に補助事業申込書(別記第1号様式)を担当課と事前協議を行った上で、提出すること。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けて補助事業を実施しようとする場合には、補助金交付申請書(別記第2号様式)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額を補助対象経費の消費税等相当額に対する補助額の消費税等相当額の割合で按分して得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定・通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定により提出された補助金交付申請書等の内容がこの要綱の規定に適合するものであると認める場合は、交付決定通知書(別記第3号様式)を補助事業者に通知するものとする。補助金を交付しないと決定したときは、不交付決定通知書(別記第4号様式)を通知するものとする。

2 次条第1項第1号に規定する申請書の提出をうけ、当該申請の内容が適合するものであると認めた場合には、交付変更承認通知書(別記第5号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項の規定による交付決定通知を受けた後でなければ、補助事業に着手してはならない。

4 補助事業者は、第2項の規定による交付変更承認通知を受けた後でなければ、当該工事に係る変更部分の補助事業に着手してはならない。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第7条の規定により補助金の交付の決定に付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容若しくは補助金の額の変更が生じる場合は、変更承認申請書(別記様式第6号)を市長に提出し、承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに中止・廃止承認申請書(別記様式第7号)を市長に提出し、承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業について、その都度事業の収支を明らかにした領収証書等の書類を取りそろえ、また帳票を備えてその予算の出納の一切の事項を明確に記入しておくこと。これらの書類及び帳票は、事業の完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から起算し

て5年間保存しておくこと。

- (5) 規則第19条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
- (6) 補助事業が完了したときは、その完了の日から40日以内（中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から40日以内）又は補助金の交付の決定を受けた年度の末日のいずれか早い日までに、第11条に規定する実績報告書を市長に提出すること。
- (7) 土砂災害危険住宅の解体に伴い必要な手続きや発生した廃材の処理等は、関係法令を遵守し、適切に行うこと。
- (8) 第6条第2項ただし書きの規定により申請した者は、補助金の交付決定額について、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを上記の補助金交付決定額から減額して実績報告すること。
- (9) 公共事業等による立ち退きに伴い、除却に係る補償費を受ける場合は、住宅の除却等に要する経費は対象としない。
- (10) 移転先が神戸市外の場合、土砂災害危険住宅の除却等に要する経費のみを補助金交付の対象とする。
- (11) 補助事業は、補助金の交付の決定を受けた会計年度の末日までに完了し、補助金の額の確定を受けるものとする。
- (12) その他、規則及びこの要綱を順守すること。

（補助事業の遂行状況報告）

第9条 補助事業者は、市長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、速やかに当該報告をしなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合は、速やかに遂行困難状況報告書（別記第8号様式）を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

（申請の取下げ）

第10条 規則第9条の規定により補助金交付申請の取下げをすることができる期間は、第8条第1項の補助金交付決定通知書を受領した日から20日以内とする。

（実績報告）

第11条 規則第15条の規定により提出しなければならない実績報告書及び添付書類の様式は、別記様式第9号のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた日を含む。）から40日以内又は補助金の交付の決定があった日の属する市の年度の末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第16条第1項の規定により補助金の額を確定した場合における当該確定通知書の様式は、別記様式第10号のとおりとする。

（補助金の返還）

第 13 条 規則第 20 条の規定により補助金の返還を命じる場合における当該補助金返還命令書の様式は、別記様式第 11 号のとおりとする。

(補助金の交付方法)

第 14 条 補助金は、規則第 16 条第 1 項の規定による補助金の額の確定後に交付するものとし、当該交付を受けるために提出しなければならない請求書の様式は、別記様式第 12 号のとおりとする。

(消費税相当額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、所定の消費税仕入控除税額報告書（別記第 13 号様式）により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならない。

(跡地の借用)

第 16 条 土砂災害特別警戒区域の指定後（指定見込みの区域の場合は土砂災害防止法第 4 条第 1 項に定められた基礎調査を完了した後）に、土砂災害特別警戒区域を敷地内に含む住宅が除却された跡地について、市長は当該跡地所有者の申し出により、その土地を借用することができる。ただし、この場合、借地料は無償とする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別途定める。

附 則

(施工期日)

この要綱は、平成 29 年 7 月 27 日から施行する

(施工期日)

この要綱は、平成 30 年 7 月 9 日から施行する

(施工期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

(施工期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 16 日から施行する

(施工期日)

この要綱は、令和 4 年 2 月 8 日から施行する

(施工期日)

この要綱は、令和 5 年 12 月 4 日から施行する

別表（第4条関係）

事業費区分		補助対象限度額	補助率	補助対象費用の内容
土砂災害危険住宅の除却等に要する経費 (除却等費)		1戸当たり2,000千円を限度とする。	2/3	土砂災害危険住宅の除却等に要する次の費用 1 撤去費 2 動産移転費 3 仮住居費 4 跡地整備費 5 その他国で定める費用
建物助成費	土砂災害危険住宅に代わる住宅の建設(購入・購入後の改修を含む。)に要する経費(借入金利子相当額補助)	1戸当たり4,210千円(建物3,250千円、土地960千円)を限度とする。 ただし、特殊土壌地帯については、1戸当たり7,318千円(建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円)を限度とする。	10/10	土砂災害危険住宅に代わる住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得費及び購入後の改修費を含む。)をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子(年率8.5%を限度とする。)に相当する額
建設購入等費	土砂災害危険住宅に代わる住宅の建設(購入・購入後の改修を含む。)に要する経費(建設・購入等費補助)	1戸当たり2,000千円を限度とする。	10/10	土砂災害危険住宅に代わる住宅の建設・購入又は購入後の改修に要する経費 1 新たに住宅の建設・購入又は購入後の改修に要する経費 2 移転先の土地購入に要する経費
住宅賃借等費	土砂災害危険住宅に代わる住宅の賃借に要する経費	1戸当たり、300千円を限度とする。	10/10	土砂災害危険住宅に代わる住宅の賃借に要する経費 1 家賃(1ヶ月に限る) 2 敷金、礼金(保証金等、これに類する費用) 3 共益費 4 仲介手数料

特殊土壌地帯：特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時法（昭和27年法律第96号）の規定により指定される地域